

平成28年3月14日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目33番7号
株式会社ソルクシーズ
代表取締役社長 長 尾 章

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都台東区東上野一丁目26番2号
オーラム 地下2階 ラ・サル ローヤル
(会場へは末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第36期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第36期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- 第6号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎第36期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載いたしておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として併せて監査を受けております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにて修正後の内容を掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》 <http://www.solxyz.co.jp>

〔提供書面〕

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国経済は、アジア新興国の景気減速等により一部に弱さが見られましたが、原油安及び円安の恩恵もあって基本的には緩やかな回復基調を辿りました。国内IT投資は、金融業界を中心に引き続き堅調に推移し、IT業界全体の人材不足は益々深刻化の度合いを増しました。

このような中、当社では、以下の施策を実施し、ビジネス環境の改善を図ることができました。

- ・財務内容の一層の安定化を図ることを目的とし、自己株式の処分を実施
- ・合弁会社で推進していた中国におけるサイネージ事業について、合弁会社株式の当社持分の全てを合弁相手に譲渡し、業績の好転が狙える現地代理店を活用した販売方法に切り替え
- ・昨年12月11日をもって、当社株式の上場市場を東証第二部に変更

当社の主力事業である受託開発においては、国内のビジネスパートナーの開拓を推進し、開発リソースの確保に努め、クレジット、銀行、証券などの金融向け及び公共向けを中心に順調に売上を拡大することができました。

ストック型ビジネスにおいては、クラウドサービス「Cloud Shared Office」において、他社との連携などによる更なる機能強化・拡充により、顧客基盤の着実な拡大を図ることができました。特に、海外拠点を有するお客様において大いに活用されていることが評価され、ASPIC主催のクラウドアワード2015において、ベスト海外展開賞を受賞することができました。また、センサーによる見守りサービス「いまイルモ」についても、会話型見守りサービスを展開する他社との連携により、新見守りサービス「いまイルモplus」を提供するなど、サービス内容の拡充を図ることができました。

グループ会社においては、高い技術力、ユニークなサービスを活かし、順調に業績を拡大いたしました。特に、組込み系コンサルティング会社である株式会社エクスマーションにおいて、今後の実用化に向け本格的な開発が進むと思われる「自動運転」関連のコンサルティングニーズなどにより、極めて好調な業績となった外、組込み・計測系開発を行う株式会社イー・アイ・ソルにおいて計測機器等を利用した新しいソリューションの開発に努め、センサー機器のインターネット接続を行う「IoT」分野にも進出できました。また、自動車教習所向けソリューション販売を行っている株式会社ノイマンにおいては、海外展開の第1弾として、ベトナム国内にて自動車教習所及びその他教育事業を営むVN J社に資本参加し、ベトナムへの事業進出を開始いたしました。

当連結会計年度の売上高は、前年度比7.7%増の11,315百万円となりました。

セグメント別では、主業務であるソフトウェア開発事業の外部顧客への売上高は、クレジット、銀行、証券等の金融向け及び公共向けが増収となったことに加え、組込み系コンサルティング業務においても増収となり、同8.5%増の10,831百万円となりました。

デジタルサイネージ事業の外部顧客への売上高は、同7.4%減の483百万円となりました。

損益面では、クレジット等の高利益率の金融向け及び公共向けソフトウェア開発業務の増益や、組込み系コンサルティング業務などの専門グループ会社の好調により増益となり、売上総利益段階で同9.2%増の2,266百万円となりました。販売費及び一般管理費は、業績を反映した賞与増額、ストック系ビジネスの広告宣伝費増、採用活動費の増額等により同9.1%増の1,672百万円となり、この結果、営業利益は同9.6%増の593百万円となりました。経常利益は、有価証券利息等で営業利益より僅かに多い607百万円となりましたが、前年度計上された円安に伴うデリバティブ評価益が当連結会計年度には発生しなかったため、前年度比では9.0%減少いたしました。特別損失として投資有価証券評価損29百万円、中国子会社の株式譲渡に伴う関係会社整理損34百万円等を計上し、法人税等241百万円を控除した当期純利益は同27.3%減の300百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は394百万円であります。その内訳は次のとおりであります。

イ. 有形固定資産	12百万円
ロ. 無形固定資産	381百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として798百万円の資金調達を行いました。

また、平成27年6月29日開催の取締役会決議により、第三者割当による自己株式の処分を平成27年7月16日に実施し、722百万円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成27年12月18日開催の取締役会決議に基づき、同日付けで、SmartVM事業を株式会社イーフローより譲り受けました。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月30日付けで、連結子会社索路克（杭州）信息科技有限公司の全持分を株式会社東忠クリエイトに譲渡いたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 当連結会計年度
売 上 高(百万円)	8,570	9,656	10,507	11,315
経 常 利 益(百万円)	325	459	667	607
当 期 純 利 益(百万円)	184	269	414	300
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	17円 17銭	25円 17銭	38円 63銭	26円 57銭
総 資 産(百万円)	6,444	7,263	7,751	8,976
純 資 産(百万円)	2,283	2,812	3,048	4,041
1 株 当 たり 純 資 産	211円 37銭	260円 40銭	281円 44銭	328円 02銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 の 内 容
株式会社エフ・エフ・ソル	128百万円	94.8%	ソフトウェア受託開発
株式会社イー・アイ・ソル	30百万円	100.0%	ソフトウェア受託開発
株式会社 t e c o	30百万円	100.0%	ウェブサイト開発
株式会社インフィニットコンサルティング	30百万円	100.0%	ソフトウェア開発コンサルティング
株式会社ノイマン	245百万円	100.0%	ソリューションサービス
株式会社インターディメンションズ	20百万円	100.0%	デジタルサイネージ、映像・音響設備等の設置工事及び関連機器販売
株式会社エクスマーシオン	9百万円	100.0%	ソフトウェア開発コンサルティング
株式会社コアネクスト	9百万円	100.0%	ソフトウェア受託開発
株式会社アスウェア	9百万円	100.0%	ソフトウェア受託開発
アセアン・ドライビングスクール・ネットワーク合同会社	1百万円	67.72%	海外における自動車教習所経営事業への投資

(注) 1. アセアン・ドライビングスクール・ネットワーク合同会社は、当連結会計年度において新たに設立し、連結子会社といたしました。

2. 前連結会計年度において連結子会社でありました索路克（杭州）信息科技有限公司は、全持分を譲渡したため、連結子会社から除外いたしました。

③ その他の重要な企業結合の状況

S B I ホールディングス株式会社は、当社の議決権の23.5%を保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、ストック型ビジネスの強化・拡充などの戦略施策を推進中であり、当社によるクラウドビジネス、見守り支援ビジネス、マイナンバーソリューションの推進や、M&Aなどの手法を用いた連結子会社の拡充などにより事業基盤の一層の強化に努める必要があると認識しております。

SI／受託開発業務の国内人的リソースは、中長期的に減少傾向にあり、今後、安定的な成長を続けるためには、要員増強努力に加え、中国、ASEAN諸国等でのオフショア開発の利用拡大が重要になります。それに伴い、SI／受託開発に携わるシステムエンジニアの教育において、プログラミングなどの製造工程のノウハウだけでなく、より上流寄りのプロジェクト管理ノウハウを更に強化していくと同時に、世界標準の技術をいち早く取り込むため、グローバルに通用する人材の育成を強化する必要があると認識しており、その体制構築に向け準備を開始し、昨年よりオフショア開発拠点との人材交流を開始しました。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

① ソフトウェア開発事業

・ SI／ソフトウェア開発業務

委託を受けて行う情報システムの分析、設計からプログラム開発及び移行までのサービスならびに保守管理、関連機器の販売等

・ ソリューション業務

ERPなどのパッケージソフトの販売、カスタマイズ（周辺システムの開発を含む）、保守等のサービスならびにセキュリティコンサルティング、これらの関連機器の販売または関連サービス等

② デジタルサイネージ事業

デジタルサイネージ、映像・音響設備等の設置工事及び関連機器販売

(6) 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

本社

（東京都港区芝五丁目33番7号 徳栄本館ビル）

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウェア開発事業	664名	18名
デジタルサイネージ事業	13	△4
合計	677	14

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
480名	12名	41.7歳	12.3年

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	708百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	669
株式会社三井住友銀行	268
日本生命保険相互会社	97
株式会社東京都民銀行	95

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 19,600,000株
- ② 発行済株式の総数 13,410,297株（自己株式1,371,436株を含む）
- ③ 株主数 15,234名（前年度末比220名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
S B I ホールディングス株式会社	2,820,000株	23.42%
株 式 会 社 ビ ッ ト ・ エ イ	1,320,000	10.96
長 尾 章	559,674	4.65
株 式 会 社 ヤ ク ル ト 本 社	530,000	4.40
ソ ル ク シ ー ズ 従 業 員 持 株 会	265,152	2.20
株 式 会 社 ト ラ ス ト シ ス テ ム	201,440	1.67
セ ン コ ン イ ン ベ ス ト メ ン ト 株 式 会 社	124,500	1.03
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	100,100	0.83
内 ケ 崎 俊 夫	95,000	0.79
吉 政 裕	80,636	0.67

- (注) 1. 自己株式は上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式（1,371,436株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		平成26年3月17日
新株予約権の数		740個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 74,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1個当たり1,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり42,600円 (1株当たり426円)
権利行使期間		平成26年4月21日から 平成33年4月20日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 610個 目的となる株式数 61,000株 交付者数 7人
	監査役	新株予約権の数 130個 目的となる株式数 13,000株 交付者数 2人

- (注) ①. 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)における平成26年12月期から平成28年12月期の営業利益の合計額が15億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。ただし、平成26年12月期から平成28年12月期のいずれかの期の営業利益が、3億円を下回った場合、一切の本新株予約権を行使することはできない。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ②. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日から1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日に至るまでに限り、本新株予約権を行使することができる。
- ③. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤. 各本新株予約権の一部行使はできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の
状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長尾章	株式会社エフ・エフ・ソル 代表取締役会長 株式会社イー・アイ・ソル 代表取締役会長 株式会社teco 代表取締役会長 株式会社インフィニットコンサルティング 取締役会長 株式会社ノイマン 代表取締役会長 株式会社インターディメンションズ 代表取締役社長 株式会社エクスマーシオン 代表取締役会長 株式会社コアネクスト 代表取締役会長 株式会社アスウェア 取締役会長 株式会社スブラシア 取締役
専務取締役	田中守	事業本部長 株式会社エフ・エフ・ソル 取締役 株式会社インフィニットコンサルティング 代表取締役社長 株式会社アスウェア 代表取締役社長
常務取締役	渡辺源記	管理本部管掌 株式会社teco 取締役
取締役	青柳義徳	銀行システム開発推進室長 株式会社エフ・エフ・ソル 代表取締役社長
取締役	萱沼利彦	営業本部長 株式会社イー・アイ・ソル 取締役 株式会社teco 取締役 株式会社スブラシア 取締役
取締役	小森由夫	事業本部副本部長 兼 第二金融事業部長 株式会社コアネクスト 取締役社長
取締役	長尾義昭	事業本部副本部長 兼 第一金融事業部長 株式会社インフィニットコンサルティング 取締役
取締役	秋山博紀	経営企画室長 株式会社ノイマン 取締役 株式会社インターディメンションズ 取締役 株式会社エクスマーシオン 取締役
常勤監査役	石田穂積	株式会社スブラシア 監査役
監査役	中田喜與美	税理士法人中田会計事務所代表社員
監査役	田澤芳夫	田澤税理士事務所所長

- (注) 1. 監査役中田喜與美氏及び田澤芳夫氏は社外監査役であります。
2. 監査役中田喜與美氏及び田澤芳夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役中田喜與美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
佐野 芳孝	平成27年9月14日	辞任	社外監査役 佐野公認会計士事務所公認会計士 シンヨー株式会社 監査役 株式会社河原 監査役 株式会社 I D X 監査役

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	185百万円 (1百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	16百万円 (7百万円)
合計	12名	201百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月27日開催の第28期定時株主総会において月額20百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年11月13日開催の臨時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額14百万円(取締役8名に対し14百万円、常勤監査役1名に対し0百万円)が含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

社外監査役中田喜與美氏は、税理士法人中田会計事務所の代表社員であります。当社は、同事務所とは特別な関係はありません。

社外監査役田澤芳夫氏は、田澤税理士事務所の所長であります。当社は、同事務所と特別な関係はありません。

社外監査役佐野芳孝氏は、佐野公認会計士事務所の公認会計士であり、シンヨー株式会社、株式会社河原ならびに株式会社 I D X の監査役であります。当社は、同事務所及び各社とは特別な関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 中 田 喜 與 美	当事業年度において開催された取締役会25回、監査役会13回の全てに出席いたしました。税理士として多くの事業法人と接してきた経験を活かし、代表取締役と定期的に会合し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため、必要な発言を行っています。監査役会においては、監査の実効性を確保するために、必要な発言を行っています。
監査役 田 澤 芳 夫	平成27年9月15日就任以降、当事業年度において開催された取締役会7回、監査役会4回の全てに出席いたしました。税理士として多くの事業法人と接してきた経験を活かし、代表取締役と定期的に会合し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため、必要な発言を行っています。監査役会においては、監査の実効性を確保するために、必要な発言を行っています。
監査役 佐 野 芳 孝	平成27年9月14日辞任までに当事業年度において開催された取締役会18回、監査役会9回の全てに出席いたしました。主として公認会計士としての専門的見地から、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため、必要な発言を行っています。監査役会においては、監査の実効性を確保するために、必要な発言を行っています。

ハ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選定について検討しておりましたが、前回の改選時期には適切な社外取締役候補者の選定に至らず、当事業年度末

日において社外取締役を置いておりません。

当社は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、会社法改正に伴い、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成28年3月30日開催予定の第36期定時株主総会に上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

28百万円

ロ 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、東京証券取引所市場第二部上場申請書類作成に係る助言業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した業務停止処分の概要

イ 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ 処分理由

社員の過失による虚偽証明及び監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に応え、当社グループ全体の企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく「コンプライアンス基本方針」を定めるとともに、具体的な行動指針である「企業行動基準」を定める。

当社及び当社子会社の役員はこれらを率先垂範して実践するほか、当社は、コンプライアンス推進の統括責任者として「コンプライアンス担当取締役」を任命する。

「コンプライアンス担当取締役」は当社グループのコンプライアンス体制の整備・充実及び問題点の把握に努めるほか、当社グループ役員員に対する研修を実施する等により、コンプライアンス意識の浸透を図る。

当社は、当社グループ共通規程として内部通報規程を定め、内部通報窓口を総務部及び内部監査室に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(当該体制の運用状況)

当社は、当社グループ全社員が参加する1月の事業計画発表会においてコンプライアンス教育を実施しております。また、内部監査を通じ、当社ならびに当社子会社の取締役及び使用人等の職務の執行が法令、定款及び社内規定等を遵守しているかを確認しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

(当該体制の運用状況)

法令及び「文書管理規程」などの社内規程に基づき必要な文書等を保存・管理し、文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理全体に関する統括責任者として「リスク管理担当取締役」を任命するとともに、「リスク管理担当取締役」を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。

「リスク管理委員会」は個々のリスクに対応した規程・マニュアル、管理体制を前提に、当社及び当社子会社のリスク管理体制の整備及び問題点の把握に努め、予め具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。また、定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の適切性に関するレビューを行う。これらのレビュー結果を含め、「リスク管

理委員会」は定期的に取り締役会、監査役会にリスク管理に関する事項を報告する。

(当該体制の運用状況)

当社は、リスク管理委員会において、具体的な損失の危険の可能性及びそのリスクコントロールの方法、体制に関して審議し、取締役会に報告する制度を運用しております。当事業年度においては、リスク管理委員会を1回、その実務レベルの検討会議であるリスク管理推進委員会を1回開催いたしました。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する。

当社及び当社子会社は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

当社及び当社子会社は、事業年度毎の業務計画を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて当社各部門及び各子会社が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を定める。また、当社各部門及び各子会社の業務計画進捗状況と具体的な施策については、当社取締役、監査役、執行役員等及び当社子会社の取締役等によって構成され毎月開催される当社経営会議において報告が行われる。

(当該体制の運用状況)

当社は、当事業年度において臨時のものも含め25回の取締役会及び12回の経営会議を開催し、上記記載の運用をいたしました。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業倫理・法令遵守の基本姿勢を示した「コンプライアンス基本方針」を当社グループ全体に適用しその浸透を図るとともに、コンプライアンス担当取締役は当社子会社の事業を所管する事業部門と連携し、当社子会社における内部統制の実効性を高めるための指導・支援を行う。

当社子会社の取締役の職務執行については、当社に關係会社管理担当部署を設けるとともに、關係会社管理規程を定め、当社子会社の重要事項の決定に当っては当社の承認を得る等の方法でその業務の適正を確保する。

(当該体制の運用状況)

上記のとおり、運用いたしました。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ、適切な人材を監査役補助者として配置する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人はその命令に関して、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事権に係る決定については、監査役の事前の同意を得ることにより取締役からの独立性を確保する。

(当該体制の運用状況)

現状は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんが、制度的に上記体制を確保出来るようにしております。

⑦ **当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会または監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないことを確保するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社子会社の業務・業績に係る重要な事項、職務の執行に関する法令違反・定款違反及び不正行為の事実、または当社及び当社子会社に損害を及ぼす事実について当社監査役に報告する。当該報告をしたことを理由として報告者に不利益な取扱いを行わない。

前記にかかわらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとするともに、代表取締役社長、監査法人と情報交換に努め、連携して当社及び当社子会社の監査の実効性を確保する。監査役は職務を執行する上で必要な費用は請求により速やかに支払うものとする。

(当該体制の運用状況)

当社では、取締役会、経営会議以外の会議についても監査役の出席を可能とし、また、監査役は、取締役、使用人に対し必要に応じ報告を求め、また必要な意見交換やヒアリングを実施し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査役に必要な情報を報告したことを理由として、不利な取り扱いを受けることはありません。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方と整備状況

当社は、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス行動基準において、反社会的勢力の排除を宣言するとともに、当社グループ共通規程として反社会的勢力対応基本規程を制定し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制や反社会的勢力対応に関する基本的な事項を定める。

(当該体制の運用状況)

当社は、反社会的勢力排除の体制として、管理本部担当役員をグループ全体の反社会的勢力対応統括責任者、当社総務部を当社グループの反社会的勢力対応を統括する部署とし、反社会的勢力調査マニュアルにおいて、反社会的勢力と取引をしないための取引先等の調査方法を定め、反社会的勢力のチェックを実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,099,870	流 動 負 債	2,684,120
現金及び預金	1,724,144	支払手形及び買掛金	547,060
受取手形及び売掛金	1,955,485	短期借入金	765,000
有 価 証 券	1,002,956	1年内返済予定の長期借入金	599,900
たな卸資産	297,118	未 払 費 用	219,908
繰延税金資産	32,042	リ ー ス 債 務	4,792
そ の 他	88,377	未 払 法 人 税 等	119,881
貸倒引当金	△254	そ の 他	427,577
固 定 資 産	3,876,839	固 定 負 債	2,251,101
有形固定資産	544,546	長期借入金	576,626
建物及び構築物	35,795	リ ー ス 債 務	16,482
機械装置及び運搬具	11,181	退職給付に係る負債	1,476,772
工具、器具及び備品	14,918	役員退職慰労引当金	172,120
土 地	462,932	そ の 他	9,099
リ ー ス 資 産	19,717	負 債 合 計	4,935,221
無形固定資産	992,049	純 資 産 の 部	
の れ ん	220,000	株 主 資 本	3,771,823
ソフトウェア	769,956	資 本 金	1,494,500
電話加入権	1,841	資 本 剩 余 金	1,699,500
そ の 他	251	利 益 剩 余 金	1,089,107
投資その他の資産	2,340,243	自 己 株 式	△511,284
投資有価証券	1,630,836	その他の包括利益累計額	177,188
繰延税金資産	455,778	その他有価証券評価差額金	218,159
そ の 他	253,630	為替換算調整勘定	1,428
貸倒引当金	△1	退職給付に係る調整累計額	△42,400
資 産 合 計	8,976,710	新 株 予 約 権	6,231
		少 数 株 主 持 分	86,246
		純 資 産 合 計	4,041,488
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,976,710

連結損益計算書

（平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで）

(単位：千円)

売上高		11,315,818
売上原価		9,049,058
売上総利益		2,266,759
販売費及び一般管理費		1,672,988
営業利益		593,771
営業外収益		
受取利息	34,911	
受取配当金	5,302	
受取保険金	9,241	
補助金収入	10,981	
その他の	7,294	67,731
営業外費用		
支払利息	19,115	
デリバティブ評価損	23,308	
投資事業組合運用損	2,002	
保険解約損	6,339	
為替差損	433	
その他の	3,169	54,369
経常利益		607,133
特別利益		
固定資産売却益	98	98
特別損失		
固定資産除却損	276	
関係会社整理損	34,359	
投資有価証券評価損	29,057	63,693
税金等調整前当期純利益		543,538
法人税、住民税及び事業税	213,469	
法人税等調整額	28,004	241,473
少数株主損益調整前当期純利益		302,065
少数株主利益		1,071
当期純利益		300,993

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年1月1日残高	1,494,500	1,468,229	865,021	△1,003,118	2,824,632
会計方針の変更による累積的影響額			△53,841		△53,841
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,494,500	1,468,229	811,179	△1,003,118	2,770,791
連結会計年度中の変動					
剰余金の配当			△53,596		△53,596
当期純利益			300,993		300,993
連結子会社の減少に伴う増減高			30,529		30,529
自己株式の取得				△255	△255
自己株式の処分		231,271		492,088	723,360
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	231,271	277,927	491,833	1,001,032
平成27年12月31日残高	1,494,500	1,699,500	1,089,107	△511,284	3,771,823

	その他の包括利益累計額				新 約 株 権	少 株 持 数 主 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 調 整 額 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成27年1月1日残高	215,486	29,907	△53,128	192,265	6,407	25,188	3,048,493
会計方針の変更による累積的影響額							△53,841
会計方針の変更を反映した当期首残高	215,486	29,907	△53,128	192,265	6,407	25,188	2,994,652
連結会計年度中の変動							
剰余金の配当							△53,596
当期純利益							300,993
連結子会社の減少に伴う増減高							30,529
自己株式の取得							△255
自己株式の処分							723,360
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,673	△28,479	10,728	△15,077	△176	61,057	45,804
連結会計年度中の変動額合計	2,673	△28,479	10,728	△15,077	△176	61,057	1,046,836
平成27年12月31日残高	218,159	1,428	△42,400	177,188	6,231	86,246	4,041,488

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

株式会社ソルクシーズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 毛利 篤 雄 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 寶野 裕 昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソルクシーズの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソルクシーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第36期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月26日

株式会社ソルクシーズ 監査役会

常勤監査役 石田穂積 ㊞

監査役
(社外監査役) 中田喜與美 ㊞

監査役
(社外監査役) 田澤芳夫 ㊞

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,571,579	流動負債	1,971,995
現金及び預金	664,474	買掛金	379,760
受取手形	4,334	短期借入金	607,000
売掛金	1,443,129	1年内返済予定の長期借入金	590,972
有価証券	1,002,956	未払金	124,953
商品	4,803	未払費用	118,691
仕掛品	230,972	リース債務	4,107
貯蔵品	378	未払法人税等	13,963
関係会社短期貸付金	130,000	前受金	53,449
関係会社未収入金	17,322	預り金	79,097
前払費用	59,165	固定負債	1,975,475
繰延税金資産	6,102	長期借入金	533,470
その他	7,939	リース債務	16,482
固定資産	3,641,992	退職給付引当金	1,281,277
有形固定資産	529,888	役員退職慰勞引当金	135,145
建物	34,830	その他	9,099
機械及び装置	7,885	負債合計	3,947,471
工具、器具及び備品	5,174	純資産の部	
土地	462,932	株主資本	3,041,709
リース資産	19,065	資本金	1,494,500
無形固定資産	782,773	資本剰余金	1,699,500
ソフトウェア	561,608	資本準備金	451,280
のれん	220,000	その他資本剰余金	1,248,220
電話加入権	1,164	利益剰余金	358,993
投資その他の資産	2,329,330	利益準備金	38,360
投資有価証券	1,203,706	その他利益剰余金	320,633
関係会社株式	485,757	繰越利益剰余金	320,633
出資金	10,000	自己株式	△511,284
繰延税金資産	396,325	評価・換算差額等	218,159
差入敷金保証金	167,824	その他有価証券評価差額金	218,159
保険積立金	62,828	新株予約権	6,231
会員権等	2,887	純資産合計	3,266,101
資産合計	7,213,572	負債・純資産合計	7,213,572

損 益 計 算 書

（平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで）

(単位：千円)

売 上 高		8,134,402
売 上 原 価		6,839,471
売 上 総 利 益		1,294,930
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,079,749
営 業 利 益		215,181
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,434	
有 価 証 券 利 息	14,626	
受 取 配 当 金	49,667	
補 助 金 収 入	10,981	
そ の 他	15,915	92,624
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,354	
社 債 利 息	12	
社 債 発 行 費 償 却	123	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	10,953	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,002	
保 険 解 約 損	6,339	
そ の 他	2,729	39,515
経 常 利 益		268,291
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	27	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	29,057	
関 係 会 社 整 理 損	48,696	77,781
税 引 前 当 期 純 利 益		190,509
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	54,331	
法 人 税 等 調 整 額	48,260	102,592
当 期 純 利 益		87,917

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合		
		資 本 準 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備	益 剰 余 金 計 合			
平成27年1月1日 残高	1,494,500	451,280	1,016,949	1,468,229	38,360	340,154	378,514	△1,003,118	2,338,125	
会計方針の変更による累積的影響額						△53,841	△53,841		△53,841	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,494,500	451,280	1,016,949	1,468,229	38,360	286,312	324,672	△1,003,118	2,284,284	
事業年度中の変動額										
剰余金の当配						△53,596	△53,596		△53,596	
当期純利益						87,917	87,917		87,917	
自己株式の取得								△255	△255	
自己株式の処分			231,271	231,271				492,088	723,360	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	231,271	231,271	—	34,320	34,320	491,833	757,425	
平成27年12月31日 残高	1,494,500	451,280	1,248,220	1,699,500	38,360	320,633	358,993	△511,284	3,041,709	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 評 価 差 額	有 価 証 券 額	評 価 差 額 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成27年1月1日 残高		215,486	215,486	6,407	2,560,019
会計方針の変更による累積的影響額					△53,841
会計方針の変更を反映した当期首残高		215,486	215,486	6,407	2,506,178
事業年度中の変動額					
剰余金の当配					△53,596
当期純利益					87,917
自己株式の取得					△255
自己株式の処分					723,360
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		2,673	2,673	△176	2,497
事業年度中の変動額合計		2,673	2,673	△176	759,922
平成27年12月31日 残高		218,159	218,159	6,231	3,266,101

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

株式会社ソルクシーズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 毛利 篤 雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寶 野 裕 昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソルクシーズの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月26日

株式会社 ソルクシーズ 監査役会

常勤監査役 石 田 穂 積 ㊟

監査役
(社外監査役) 中 田 喜與美 ㊟

監査役
(社外監査役) 田 澤 芳 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識してはいますが、安定的な経営基盤の構築にも努め、両者のバランスのとれた経営を目指します。

配当につきましては配当性向を考慮し、業績に応じた配当を心掛けつつ、できるだけ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の剰余金処分につきましては、この方針に基づき、以下のとおりいたしましたと存じます。

期末配当金に関する事項

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額 | |
| 当社普通株式1株につき金5.0円 | 総額60,194,305円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | |
| 平成28年3月31日 | |

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことを踏まえ、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設したいと存じます。これにより、業務執行の監督を行うに相応しい適切な人材を確保し、その役割を十分に発揮できるようにするものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。

本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 《条文省略》	第1条～第3条 《現行どおり》
《新設》	(機関)
	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) 取締役会
	(2) 監査等委員会
	(3) 会計監査人
第4条 《条文省略》	第5条 《現行どおり》

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p>
<p>第 5 条～第 11 条 《条文省略》</p>	<p>第 6 条～第 12 条 《現行どおり》</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第 12 条～第 17 条 《条文省略》</p>	<p>第 13 条～第 18 条 《現行どおり》</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役会の設置)</p>	<p>《削除》</p>
<p>第 18 条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第 19 条 <u>当社の取締役は、10名以内とする。</u></p>	<p>第 19 条 <u>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第 20 条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>第 20 条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。</u></p>
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>2 《現行どおり》</p> <p>3 《現行どおり》</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第 21 条 <u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>第 21 条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>《新設》</p> <p>《新設》</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第22条～第23条 《条文省略》</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>《新設》</p> <p>《新設》</p>	<p>第22条～第23条 《現行どおり》</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>第25条 《条文省略》</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>第26条 《現行どおり》</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査等委員である取締役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 《条文省略》</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 《現行どおり》</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">《新設》</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>《削除》</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>(監査役の任期)</p>	
<p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>(常勤監査役)</p>	
<p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>《新設》</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>《新設》</p>	<p>(常勤の監査等委員である取締役)</p>
	<p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p>	
<p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>《削除》</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(<u>監査役</u>の報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第40条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p>第41条～第42条 《条文省略》</p>	<p>第35条～第36条 《現行どおり》</p>
<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第37条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
<p>第44条～第46条 《条文省略》</p>	<p>第38条～第40条 《現行どおり》</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、取締役8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	なが お あきら 長 尾 章 (昭和30年2月23日生)	昭和58年3月 ㈱トータルシステムコンサルタント 設立、同社取締役 平成9年4月 同社常務取締役 平成10年1月 合併により当社専務取締役システム 本部長 平成12年1月 当社常務取締役事業本部長 平成12年3月 当社専務取締役事業本部長 平成16年1月 当社代表取締役専務 平成17年3月 当社代表取締役副社長 平成18年3月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱エフ・エフ・ソル 代表取締役会長 ㈱イー・アイ・ソル 代表取締役会長 ㈱teco 代表取締役会長 ㈱インフィニットコンサルティング 取締役会長 ㈱ノイマン 代表取締役会長 ㈱インターディメンションズ 代表取締役社長 ㈱エクスマーション 代表取締役会長 ㈱コアネクスト 代表取締役会長 ㈱アスウェア 取締役会長 ㈱スプラシア 取締役	559,674株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	たなか まもる 田中 守 (昭和31年4月29日生)	昭和58年3月 (株)トータルシステムコンサルタント 設立、同社取締役 平成10年1月 合併により当社取締役 平成11年12月 当社取締役退任 平成15年11月 当社海外事業推進室長 平成16年1月 当社執行役員 平成17年1月 当社金融事業本部長 平成17年3月 当社取締役 平成22年3月 当社常務取締役 平成22年4月 当社金融事業本部長 兼 産業事業 本部長 平成23年1月 当社事業本部長 (現任) 平成25年1月 当社事業本部第二産業事業部長 平成26年3月 当社専務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)エフ・エフ・ソル 取締役 (株)インフィニットコンサルティング 代表取締役社長 (株)アスウェア 代表取締役社長	61,788株
3	わたなべもと き 渡辺源記 (昭和31年11月8日生)	昭和63年4月 当社入社 平成16年1月 当社執行役員 平成16年1月 当社産業S I 統括部長 平成17年1月 当社産業事業本部長 平成17年3月 当社取締役 平成22年3月 当社常務取締役 (現任) 平成22年4月 当社管理本部長 平成24年1月 当社経理部長 平成27年1月 当社管理本部管掌 (現任) (重要な兼職の状況) (株)teco 取締役	34,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	あお やぎ よし のり 青 柳 義 徳 (昭和30年5月26日生)	昭和61年4月 日本ハイソフト㈱(現インフォテック ㈱) 入社 平成15年4月 ㈱エフ・エフ・ソル入社 平成16年1月 同社取締役 平成17年1月 同社取締役社長(現任) 平成18年3月 当社取締役(現任) 平成25年3月 当社銀行システム開発推進室長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱エフ・エフ・ソル 代表取締役社長	7,080株
5	かや ぬま とし ひこ 萱 沼 利 彦 (昭和34年3月6日生)	昭和58年11月 当社入社 平成17年1月 当社事業推進本部PMO室長 平成19年7月 当社執行役員 平成19年7月 当社PMO室長 兼 人材開発室長 平成20年4月 当社PMO室長 平成21年1月 当社事業推進本部長 平成23年3月 当社取締役(現任) 平成24年1月 当社事業推進本部長 兼 内部監査室長 平成25年1月 当社営業本部長 兼 事業推進本部長 平成27年1月 当社営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱イー・アイ・ソル 取締役 ㈱teco 取締役 ㈱スプラシア 取締役	60,100株
6	こ もり よし お 小 森 由 夫 (昭和34年11月29日生)	昭和53年4月 日興証券㈱入社 平成17年9月 当社入社 平成18年1月 当社金融事業本部副本部長 平成19年7月 当社執行役員 平成23年1月 当社事業本部第二金融事業部長(現任) 平成23年3月 当社取締役(現任) 平成23年4月 当社事業本部副本部長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱コアネクスト 取締役社長	26,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	なが お よし あき 長 尾 義 昭 (昭和34年4月9日生)	昭和59年8月 当社入社 平成16年1月 当社金融第一SI部長 平成18年1月 当社事業本部副本部長 兼 金融第一SI部長 平成20年1月 当社執行役員 平成23年1月 当社事業本部第一金融事業部長(現任) 平成26年3月 当社取締役(現任) 平成26年4月 当社事業本部副本部長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱インフィニットコンサルティング 取締役	67,404株
8	あき やま ひろ き 秋 山 博 紀 (昭和39年1月25日生)	昭和62年1月 当社入社 平成16年4月 当社事業推進室長 平成20年4月 当社事業推進副本部長 兼 事業推進室長 平成21年1月 当社事業戦略室長 平成23年1月 当社執行役員(現任) 平成23年4月 当社経営企画室長 兼 事業戦略室長 平成25年1月 当社経営企画室長(現任) 平成27年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ノイマン 取締役 ㈱インターディメンションズ 取締役 ㈱エクスマーシオン 取締役	15,844株

- (注) 1. 当社は、長尾章氏が代表取締役である㈱エフ・エフ・ソル及び㈱イー・アイ・ソルとの間でシステム開発の請負の部類で競業関係にあるほか、両社に対し、システム開発業務の委託等を行っております。
2. 当社は、長尾章氏が代表取締役である㈱tecoとの間でシステム開発の請負の部類で競業関係にあるほか、同社に対し、システム開発業務やウェブサイト開発業務の委託、債務保証等を行っております。
3. 当社は、長尾章氏が代表取締役である㈱ノイマンからのシステム開発業務の受託、ならびに同社に対し債務保証等を行っております。
4. 当社は、長尾章氏が代表取締役である㈱インターディメンションズに対し、貸付及び債務保証等を行っております。

5. 当社は、長尾章氏が代表取締役である㈱エクスマーションとの間でシステム開発の請負の部類で競業関係にあります。
6. 当社は、長尾章氏が代表取締役である㈱コアネクストとの間でシステム開発の請負の部類で競業関係にあるほか、同社からのシステム開発業務の受託ならびに委託を行っております。また、同社に対し債務保証等を行っております。
7. 当社は、田中守氏が代表取締役である㈱インフィニットコンサルティングとの間でシステム開発の請負の部類で競業関係にあるほか、同社に対し、システム開発に関するコンサルティング業務の受託ならびに委託を行っております。
8. 当社は、田中守氏が代表取締役である㈱アスウェアとの間でシステム開発の請負の部類で競業関係にあるほか、同社からのシステム開発業務の受託ならびに委託を行っております。また、同社に対し債務保証等を行っております。
9. その他の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1 ※	いしだ ほづみ 石田 穂積 (昭和25年1月20日生)	昭和49年4月 ㈱日本長期信用銀行入行 平成14年1月 当社入社 平成17年1月 執行役員 経営企画室長 平成23年3月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) ㈱スプラシア 監査役	5,300株
2 ※	なかた きよみ 中田 喜與美 (昭和30年4月16日生)	平成11年7月 東京国税局退職 平成11年9月 中田税理士事務所開設 平成20年7月 税理士法人中田会計事務所設立 代表社員就任（現任） 平成25年3月 当社社外監査役（現任）	4,200株
3 ※	まえだ ゆうじ 前田 裕次 (昭和33年10月18日生)	平成12年7月 前田公認会計士事務所開設（現任） 平成23年12月 優成監査法人 代表社員就任（現任） 平成27年10月 ワン・ナイン コンサルティング㈱ 取締役（現任）	0株

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 中田喜與美、前田裕次の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 中田喜與美、前田裕次の両氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りであります。
- (1) 中田喜與美氏は、会社経営に関与したことはありませんが、税理士として専門的な知識及び経験を有しており、その高い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 前田裕次氏は、公認会計士として専門的な知識及び経験を有しており、企業監査に関する高い見識と幅広い分野にわたる業務経験を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、中田喜與美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
たざわよしお 田澤芳夫 (昭和25年4月29日生)	昭和44年4月 東京国税局入局 平成17年7月 同退職 平成17年8月 税理士登録 田澤税理士事務所開設(現任) 平成27年9月 当社社外監査役(現任)	1,500株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田澤芳夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 田澤芳夫氏は、会社経営に関与したことはありませんが、税理士として専門的な知識及び経験を有しており、その高い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 田澤芳夫氏は、平成17年12月8日より当社顧問税理士として契約を締結しておりましたが、当社監査役就任のため、平成27年9月14日付にて契約は終了しております。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
当社の取締役の報酬等の額は、平成20年3月27日開催の定時株主総会において、月額20百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の限度額を廃止し、改めて取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を月額20百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)も8名となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を月額3百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

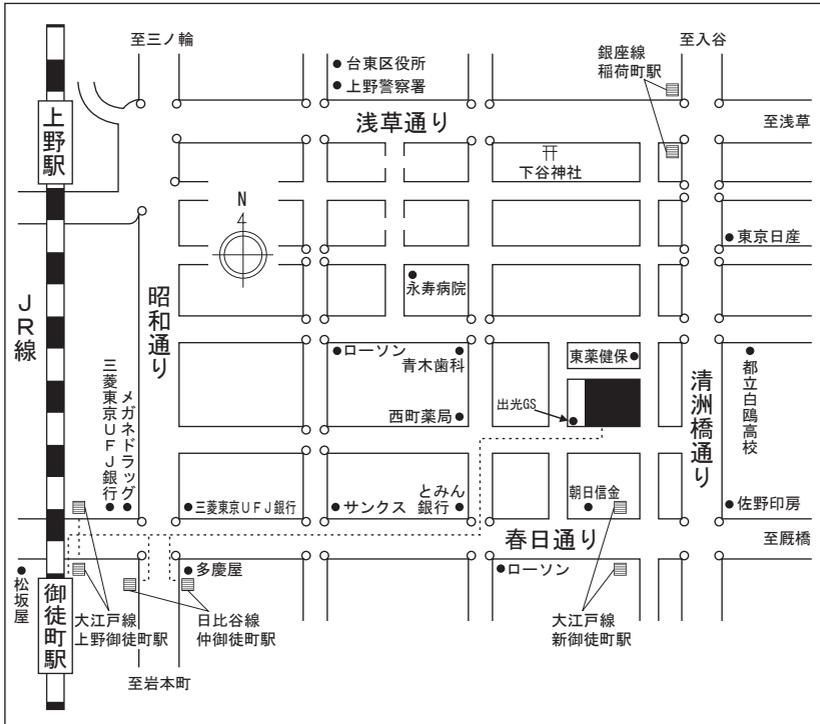
〒110-0015 東京都台東区東上野一丁目26番2号

オーラム 地下2階 ラ・サル ローヤル

TEL. 03(5812)1123 FAX. 03(5812)1125

<http://www.aurum-ueno.jp>

J R 山手線・京浜東北線：御徒町駅（北口）徒歩 8 分
地下鉄 日比谷線：仲御徒町駅（3 番出口）徒歩 6 分
地下鉄 大江戸線・つくばエクスプレス線
：新御徒町駅（A 1 出口）徒歩 2 分
地下鉄 銀座線：稲荷町駅（2 番出口）徒歩 5 分



※ 当会場には駐車場がございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

ご来場の株主さまへのお土産の配布等は、予定しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。